原判決をつぎのとおり変更する。

控訴人らは、連帯して被控訴人に対し、東京都で発行する毎日新聞の朝 刊千葉版の下段広告欄に二段抜で陳謝広告の四字ならびに宛名および控訴人らの氏 名は四号活字その他の部分(本文、日附、控訴人らの肩書)は五号活字をもつて原 判決添附第二目録記載のような陳謝広告を一日間掲載せよ。被控訴人その余の請求 を棄却する。

訴訟費用は第一、二審共全部控訴人らの連帯負担とする。

事

「原判決中控訴人ら敗訴の部分を取り消す。被控訴人の請求を棄却 控訴人らは、 する。訴訟費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴 人は、控訴棄却の判決を求めた。

被控訴人の本訴請求の原因として陳述した事実の要旨は、すべて原判決の事実欄

に記載したところと同一であるので、ここに右記載を引用する。 控訴人A、同Bは、答弁として「被控訴人の主張事実中、控訴人Aが千葉県山武 郡a町所在山武情報通信社の社長であり、控訴人Bが右通信社の発行する「山武情 報」の発行人であること、控訴人らが昭和三十一年二月二十五日発行の山武情報発 刊号第十二頁に原判決添附第三目録記載のような記事を掲載したことは、いずれも 認めるが、右記事が被控訴会社の名誉信用をいちぢるしく傷つけたとの事実ならび に右記事の掲載により被控訴会社が大なる損害を被つたとの事実は、いずれも否認 する。被控訴会社が昭和二十四年以来房総紳士録を既に三回刊行していることは認 めるが、同会社の創立に関する事実は知らない。本件問題の記事は故意に被控訴会 社の名誉信用を毀損するため掲載したものでなく、事実そのままを掲載したものである。現に被控訴会社は同社刊行の紳士録に関連して紳士録に登載すると称し山武 郡下において三十五名から登載料を徴収しながら紳士録に登載しなかつた事実があ

る。」と陳述し、 これに対し、被控訴人は、 「被控訴会社においては登載申込者はすべて房総紳士 録に登載したのであつて、登載申込を受けながら登載しなかつた事実はない。控訴 人ら主張の三十五名の者は、被控訴会社の元社員であつた〇が退職後であるにかかわらず依然被控訴会社の社員であるといつて房総紳士録に登載方を勧誘し、その予 約金を詐取したことによるものであつて、被控訴会社の関知するところでない。ま た昭和三十年度刊行の房総紳士録が予定発行期より二月おくれて発行されたことは 事実であるが、右は印刷所の争議によるものであつて、被控訴会社の責任ではな 控訴人口は、第一、二審を通じ終始本件口頭弁論期日に出頭 い。」と陳述した。 しないが、その陳述したものとみなされた控訴状の記載によれば、

「被控訴人の請求は全部承認出来ない。」とあるので、被控訴人主張の請求原因事実はすべてこれを争う趣旨と解せられる。 証拠として、被控訴人は、甲第一ないし第四号証を提出し、原審ならびに当審に

おける被控訴会社(原告会社)代表者Eの本人尋問の結果を援用し、控訴人A、同 Bは、当審証人Cの証言を援用し、甲第三号証の成立については知らない、その余 の甲号各証の成立は認める、と述べた。

由

控訴人Aが千葉県山武郡a町所在山武情報通信社の社長であり、控訴人Bが右通 信社の発行する「山武情報」なる刊行物の発行人であること、ならびに控訴人ら三名が昭和三十一年二月二十五日発行の山武情報発刊号第十二頁に原判決添附第三目 録記載のような記事を掲載したことは、控訴人A、同Bの認めるところであり 訴人Dについては、同控訴人が右山武情報の編集人であること、ならびに右記事掲 載の事実は、控訴人A、同Bがその成立を認めたことによりその成立を認めうべき 甲第一号証(山武情報発刊号)によりこれを認めることができる。そして右記事の 内容と原審ならびに当審における被控訴会社(原告会社)代表者Eの供述により認めうべき被控訴会社は昭和二十四年以来既に三回房総紳士録を編集発行したことがあり、(右事実は控訴人A、同Bの認めるところである。)千葉県下において相当 の信用を有していた株式会社であることを総合すれば、右記事はその真偽いかんを 問わず相当被控訴会社の名誉信用を害するものであり、右記事を掲載した山武情報 がひろく山武郡下の不特定多数人に頒布されればそれだけ被控訴会社の名誉を傷 け、信用をおとすものであるということができる。

しかしながら、右記事の掲載頒布が、当初から被控訴会社の名誉信用を傷けるこ とのみを目的としてなされたような場合は格別、そうでなくてこの種刊行物の性質

上公共の利害に関する事実であつてもつぱら公益を図る目的に出たときは、摘示さ れた事実について真実であるとの証明さえあれば、違法性が阻却されるものと解す るを相当とする。そこで控訴人A、同Bは、右記事は事実をありのままに書いたの である、と主張するけれども、当審証人Cの証言のみでは右事実を認めることがで もつとも昭和三十年度版房総紳士録の刊行が当初予定の刊行期より約二月 おくれたことは被控訴人の自認するところであり、控訴人A、同Bに対する関係に おいて成立に争なく、控訴人Dに対する関係においては原審ならびに当審における被控訴会社(原告会社)代表者Eの供述によりその成立を認めうべき甲第四号証と 右代表者本人の供述によれば、被控訴会社の発行にかかる昭和三十一年版房総紳士 録は当初昭和三十年版として同年十二月中に発行される予定であつたところ、おく れて翌三十一年五月十日発行された事実が明らかであるけれども、右代表者本人の 供述によりその成立を認めうべき甲第三号証および右本人の供述によれば、被控訴 会社においては昭和三十年十一月頃房総紳士録の原稿を整理し、株式会社小沢印刷 所千葉工場に印刷を依頼し、同工場はその頃右印刷に着手したが、中途同工場にお いて労働争議がぼつ発したため予定の期日に発行することができなかつた事実が認められるので、右発行遅延の事実があつたからといつて、本件記事全部にわたりそ の違法性が阻却されるものとなすことができない。

つぎに控訴人らが被控訴会社の名誉信用を傷けることのみを日的として故意に本 件記事を掲載頒布したことは、これを認めるに足る証拠がないけれども、前掲甲第 一号証によれば、控訴人らは、本件記事の材料をCから入手したことがうかがわれるのであつて、このような場合には、直ちに被控訴会社についてその真偽をたしかめ、またその言い分をもあわせ掲載するのが報道関係者としてとるべき手段であるのにかかわらず、たやすく醍醐の言を信用し、その言うところは真実であると思われるというない。 せるような記事を作成掲載したのは、全く控訴人らの過失であるというべきであ る。

しからば、右記事の掲載頒布の所為は控訴人ら三名が共同してなした共同不法行 為であると認めるのが相当であつて、控訴人らは連帯して被控訴会社に対し被控訴 会社が右共同不法行為により被つた損害の賠償をなすべき義務のあることは当然で がある。 そこ

でまず被控訴人の謝罪広告請求の当否について審究する。

本件記事の内容が被控訴会社の名誉信用を害すべき性質のものであることは前認 定のとおりであり、かかる記事が掲載せられた山武情報発刊号の頒布により現実被 控訴会社が名誉信用を害せられたとは前掲E本人の供述によりこれを認めることが できる。そしてこのような場合不法行為者は財産以外の損害に対してもその賠償を なすことを要すべく、また名誉毀損の場合裁判所は被害者の請求により損害賠償に代えまたは損害賠償と共に名誉を回復するに適当な処分を命ずることを得ることは民法第七百十条七百二十三条の明定するところであつて、その処分として謝罪広告の方法をとりうること、ならびに本人の意思に反して謝罪広告を命ずることが憲法第十九条に違反するものでないことは最高裁判所の判決の宣明したところである。 (最高裁判所大法廷昭和三十一年七月四日言渡判決参照)本件の場合、 は、謝罪広告の方法をとることが被控訴会社の名誉信用を回復させるについてもつ ともよい方法であると考えるが、その程度内容は原判決の認容した程度内容で十分

であると判断する。よつて被控訴人の謝罪広告を求める請求はこの限度において認

容し、その余は失当として棄却すべきである。 つぎに金銭賠償を求める被控訴人の請求の当否につき審究する。

被控訴人が控訴人らの本件不法行為により現実に財産上の損害を受けたとするな らば、控訴人らは連帯してこれが賠償をなすべき義務あることは当然である。しか しながら本件において被控訴会社が果して幾何の財産上の損害を受けたかは前掲E 本人の供述によるも確定することができない。従つてその賠償義務の有〈要旨〉無は無形損害の点にしぼられてくる。ところで被控訴会社は肉体をそなえた自然人ではないのであるから、そ〈/要旨〉の精神上の苦痛に対する慰藉料ということは問題でな くなる。被控訴会社の代表者Eが精神上の苦痛を受けたという事実はあるいはあつたであろうけれども、これをもつて直ちに法人である被控訴会社そのものが精神上の苦痛を受けたということはできないのであろう。それに名誉信用を回復する手段としてすでに控訴人らに謝罪広告をなずことを命じてあるのである。従ってたとい 法人であつても無形損害に対し金銭賠償を求めることはできるとしても、本件にお いては右賠償に代え謝罪広告を命じたのであつて、右賠償とともに謝罪広告を命ず るまでの必要はないと考える。よつて金銭賠償を求める被控訴人の本訴請求はすべ

て理由なしとして棄却する。 よつて原判決はこれを変更すべきものとし、民事訴訟法第九十六条第八十九条第 九十二条第九十三条を適用して主文のとおり判決した。 (裁判長判事 大江保直 判事 久永正勝 判事 猪俣幸一)